

択一式問題

問題 1 相続の承認・限定承認・放棄に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 相続人が成年被後見人である場合、相続について単純もしくは限定の承認又は放棄をすべき期間は、その法定代理人が成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算される。

イ 相続人が、相続の放棄をした後、自己のために相続財産を処分したとしても、単純承認をしたものとみなされることはない。

ウ 相続人が数人ある場合の限定承認は、共同相続人の全員が共同でしなければならず、当該審判の際、家庭裁判所は、相続人の中から相続財産管理人を選任しなければならない。

エ 被相続人に妻と 2 人の未成年の子がある場合、妻は、自らの相続放棄と同時に子の双方についての相続放棄を代理することができない。

オ 詐欺により、相続の放棄の意思表示の申述をした者は、その原因となっていた状況が消滅した後 6 か月間において、家庭裁判所に対し、相続の放棄についての意思表示を取り消す申述をすることができる。

- 1 アイ                      2 アオ                      3 イエ                      4 ウエ                      5 ウオ

**問題2** 特別受益又は寄与分に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被相続人から生計の資本として贈与を受けた財産の価格が受贈者の行為によって増加しているときは、その現存価格が特別受益となる。

イ 特別受益となる贈与の価額が受贈者の法定相続分の価額を超えるときであっても、受贈者は超えた価格を返還する必要はない。

ウ 特別受益の有無又は価額について共同相続人間の協議が調わないときは、相続人は家庭裁判所に特別受益を定めるように請求することができる。

エ 相続人以外の者であっても、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の増加について特別の寄与をした者があるときは、協議で定めた寄与分を定めることができる。

オ 寄与分に関し協議が調わないときであっても、遺産分割の請求をする場合でなければ、家庭裁判所に寄与分を定める請求をすることはできない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**問題3** 更正登記に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権の登記名義人Aを別人のBとする更正登記は、登記上利害関係を有する第三者の承諾が得られたとしてもすることができない。

イ 更正登記は、当初からあるべき実体関係を表示する登記であるから、付記登記によることになり、主登記でされることはない。

ウ A所有の不動産を売買によりB及びCが共同で取得したにもかかわらず、Bのみを登記名義人とする所有権移転登記がなされてしまった場合、B及びC共有とする更正の登記をすることができ、この更正登記の登記権利者はCであり、登記義務者はBとなる。

エ 敷地権付き区分建物について不動産登記法第74条第2項によるA名義の所有権保存の登記をA及びBの共有名義とする更正の登記の申請情報には、表題部の所有者（敷地権たる権利の名義人）であった者の承諾証明情報を併せて提供することを要する。

オ A所有の不動産について、Bの1番地上権及びCの2番抵当権が設定されている場合、当該不動産の所有権の登記名義をAB共有へ更正する登記の申請の際、申請情報と併せてB及びCの承諾を証する情報を提供すればBの地上権及びCの抵当権の設定登記は、登記官の職権によりB持分に対する登記に更正されることになる。

- 1 アイ                      2 アエ                      3 イウ                      4 ウオ                      5 エオ

問題4 相続登記手続に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有者Aが死亡し、その妻B及び子Cが共同相続人である場合、Cの債権者Zは、その債権を保全するため、代位により、Cの持分についてのみの相続登記を申請することができる。

イ 甲土地の所有者Aが死亡し、その妻B及び子Cの共同名義による法定相続分による相続登記がCの債権者Zによりなされた後に、Bの相続放棄の申述が受理され、Cが単独で甲土地を相続した場合、法定相続分によりなされた相続登記を更正するための申請情報にはCの債権者Zの承諾があったことを証する情報の提供は不要である。

ウ 甲土地の所有者Aが死亡し、共同相続人であるAの子BCDが甲土地の共有者となったときは、その旨の登記をする前にBが甲土地についての持分を放棄した場合でも、直接CD共有名義とする相続を原因とする所有権移転の登記を申請することはできない。

エ 甲土地の所有者Aが死亡し、その後、共同相続人であるAの子BCDのうちBが死亡した場合において、Bには相続人がいないため、Bに帰属すべき持分は直ちにCDに帰属するものとし、直接CD共有名義とする相続の登記を申請することができる。

オ 甲土地の所有者Aが死亡し、子B及びCのために共同相続が開始したが、Cが相続分を超える生前贈与を受けていたことが判明し、さらにその後Cが死亡した場合、Cの相続人全員で作成したCには相続分がない旨の証明書を登記原因証明情報の一部として提供して、相続登記を申請することができる。

- 1 アイ            2 アウ            3 イエ            4 ウオ            5 エオ

**問題5** 相続登記手続に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有者Aが死亡し、子B及びCの共同名義による法定相続の登記がされた後に、協議によりCに寄与分が定められたことにより、共同相続人の相続分が登記された相続分と異なることとなった場合、当該相続登記の更正登記を申請することができる。

イ 甲土地の所有者Aが死亡し、共同相続人であるBCDのうちBに甲土地を取得させる旨の遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部となされた相続登記の後、これを錯誤により抹消した場合、新たにCが甲土地を取得する旨の遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部として相続登記を申請することができる。

ウ 甲土地の所有者Aが死亡し、子B及びCの共同名義による法定相続分による登記がされた後、遺産分割により所有権を取得したCは、当該相続登記をCの単独所有とする更正登記を申請することができる。

エ 甲土地の所有者Aが死亡し、その妻B及び未成年者である子Cが共同相続人である場合に、BとCとの間で、Bが相続財産の分配を受けないことを内容とする遺産分割協議がされた場合には、Cのために特別代理人が選任されたことを証する情報を提供することなく、当該遺産分割協議に基づく所有権の移転の登記を申請することができる。

オ 甲土地の所有者Aが死亡し、甲土地についてXが遺贈を受けたが、その旨の登記をする前に、Aの子であるBがXに対して当該遺贈の全部について遺留分減殺請求をした場合には、相続を原因とするAからBへの直接の所有権の移転の登記を申請することができる。

- 1 アイ                      2 アオ                      3 イウ                      4 ウエ                      5 エオ

## 記述式問題

問 題 別紙 1 の登記事項の記録（登記事項一部省略）がある甲土地について、平成 27 年 6 月 1 日、司法書士法務太郎は、関係当事者全員からあらかじめ受領していた相続関係の書類をもとに、別紙 2 及び別紙 3 の相続関係説明図を作成したうえ、関係当事者全員から事実関係 1 から 3 までの事実を聴取し、別紙 4 及びその他登記申請手続に必要な各書面を受領した。法務太郎は、関係当事者全員から、聴取した事項及び受領した書面から判明した事実に基づく必要な登記の申請手続等について代理することの依頼を受け、同日、登記の申請を行った。

次の問に答えなさい。

問 司法書士法務太郎が、平成 27 年 6 月 1 日に申請した登記の申請情報を答案用紙の第 1 欄及び第 2 欄に記載しなさい。なお、申請情報としては、解答欄の枠内に記載された情報だけを記載すればよいものとする。

（事実関係）

- 1 甲土地の甲区 3 番で登記された、南田啓太郎の相続の登記については、南田啓太郎の相続人である南田ひろ子及び南田啓一が平成 26 年 3 月 10 日に相続の放棄をしたことにより、南田啓二の単独名義としてなされたものである。
- 2 事実関係 1 における相続の放棄が南田啓二の詐欺によってなされたものであるとして、南田ひろ子及び南田啓一は、家庭裁判所に相続の放棄の取消しの申述をし、平成 27 年 5 月 16 日、その申述受理の審判がなされた。
- 3 南田ひろ子及び南田啓一は、関係者全員に、事実関係 2 における相続の放棄の取消しに基づく共有関係にするため、登記の手続に協力して欲しい旨を告げたところ、その全員がこれに承諾をした。

答案の作成に当たっては、次の点に注意して記載しなさい。

- 1 上記事実中の行為は、すべて適法に行われており、別紙 2 から別紙 4 までの各書面に提示されていない登記に必要な書面は、法律上すべて適式に作成されているものとする。なお、登場する当事者間には、各別紙に記載及び法務太郎が聴取した事実関係に示された権利義務以外に、甲土地に関し、実体法上の権利義務関係は存在しない。
- 2 甲土地を管轄する登記所は、平成 21 年 4 月 1 日に不動産登記法附則第 6 条第 1 項に規定する法務大臣の指定を受けた登記所（いわゆるオンライン庁）であり、必要な登記の申請情報及び申請情報と併せて提供することが必要な情報の提供は、書面を提出する方法（ただし、磁気ディスクを提出する方法を除く。）によりするものとする。

- 3 申請人等の氏名又は名称を記載するに当たっては、住所を記載することを要しない。また、解答を「申請人の氏名又は名称」欄に記載するに当たっては、「権利者」、「義務者」、「所有者」、「申請人」等の表示を記載する。
- 4 ① 添付情報のうち、登記原因証明情報及び代理権限証明情報の解答は要しない。  
 ② 添付情報のうち、登記識別情報、印鑑証明書、住所証明情報については、解答欄中の「(要・不要)」のどちらかを○で囲んで解答しなさい。「要」を選んだ場合には、( )内に例えば「東京花子の甲土地甲区1番の登記識別情報」、「東京花子の印鑑証明書」、「東京花子の住民票の写し」のように個々の具体的な書面の名称を明記し、だれの又は何に関するものか特定して記載しなさい。  
 ③ 添付情報のうち、その他の情報については、①及び②以外に必要な情報があれば、解答欄中の「その他の情報」の次の( )内に「東京花子の承諾書」のように、個々の具体的な書面の名称を明記し、だれの又は何に関するものか特定して、記載しなさい。また、必要な情報がなければ「なし」と記載しなさい。ただし、「前件添付」や「添付省略」等の記載はしない。
- 5 甲土地の課税標準の額は9,000万円である。また、租税特別措置法による税の減免の適用はないものとする。
- 6 数字を記載する場合は、算用数字を使用する。
- 7 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することは要しないが、訂正は訂正すべき字句に線を引き近接箇所に正書し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入、削除したことが明確に分かるようにする。
- 8 記載すべき事項のない欄については、斜線を引きなさい。
- 9 一の事実関係を登記に反映させるために行い得る登記の申請が複数ある場合には、申請件数が最少のものとなる方法、登録免許税の額がより低額となる方法を選択するものとする。
- 10 別紙は、実際の様式とは異なっている。

別紙 1

(甲土地の登記記録の記録)

表題部	所	在	新宿区東新宿一丁目
	地	番	1 番 1
	地	目	宅地
	地	積	222.22 m <sup>2</sup>

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成 23 年 2 月 22 日受付第 222 号

原 因 平成 23 年 2 月 22 日売買

共 有 者 埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

持分 2 分の 1 北野甲太郎

埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

2 分の 1 南田啓太郎

甲区 2 番 北野甲太郎持分全部移転

平成 26 年 7 月 16 日受付第 716 号

原 因 平成 26 年 7 月 6 日相続

共 有 者 埼玉県川越市川越三丁目 3 番 3 号

持分 6 分の 1 北野甲一

埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

6 分の 1 北野甲二

東京都世田谷区上水五丁目 4 番 3 号

6 分の 1 北野甲三

甲区 3 番 南田啓太郎持分全部移転

平成 26 年 9 月 8 日受付第 908 号

原 因 平成 25 年 12 月 22 日相続

共 有 者 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

持分 2 分の 1 南田啓二

乙区 1 番 南田啓二持分抵当権設定

平成 26 年 10 月 12 日受付第 1012 号

原 因 平成 26 年 10 月 12 日金銭消費貸借同日設定

債 権 額 金 1000 万円

利 息 年 5%

債 務 者 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

南田啓二

抵 当 権 者 東京都新宿区東新宿二丁目 2 番 2 号

西島丙子

別紙 2

被相続人 北野甲太郎 相続関係説明図

最後の住所 埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

死亡 平成 26 年 7 月 6 日

(被相続人) 北野甲太郎

死亡 平成 24 年 1 月 2 日

(妻) 北野弘子

住所 埼玉県川越市川越三丁目 3 番 3 号

出生 昭和 48 年 11 月 25 日

(長男) 北野甲一

住所 埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

出生 昭和 50 年 2 月 5 日

(二男) 北野甲二

住所 東京都世田谷区上水五丁目 4 番 3 号

出生 昭和 53 年 5 月 20 日

(三男) 北野甲三

別紙 3

被相続人 南田啓太郎 相続関係説明図

最後の住所 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

死亡 平成 25 年 12 月 22 日

(被相続人) 南田啓太郎



住所 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

出生 昭和 18 年 9 月 9 日

(妻) 南田ひろ子

住所 埼玉県入間市入間三丁目 3 番 3 号

出生 昭和 42 年 1 月 11 日

(長男) 南田啓一

住所 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

出生 昭和 45 年 8 月 19 日

(二男) 南田啓二

別紙 4

## 寄与分協議書

平成 26 年 7 月 6 日死亡した 埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号 亡北野甲太郎の遺産につき、相続人全員において、寄与分に関する協議を行い、遺産総額金 9,000 万円のうち金 3,600 万円分を二男北野甲二の寄与分として定めることに合意した。その結果、各相続人の相続分は、下記のとおりとなったことを証明する。

### 記

長男	北野甲一の相続分	5 分の 1
二男	北野甲二の相続分	5 分の 3
三男	北野甲三の相続分	5 分の 1

平成 27 年 5 月 10 日

被相続人北野甲太郎 相続人

埼玉県川越市川越三丁目 3 番 3 号

北野甲一 ⑩

埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

北野甲二 ⑩

東京都世田谷区上水五丁目 4 番 3 号

北野甲三 ⑩